**〔様式第１号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人　 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　申請額　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　施設の名称及び所在地

３　施設(事業)の種類

４　添付書類

　(1) 事業計画書

　(2) 収支予算書

　(3) 定期借地権設定付賃貸借契約に関する覚書又は確約書

　(4) 公図又は地積測量図

(5) 土地の登記簿謄本

**〔様式第２号〕**

　　第　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪市長

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付決定通知書

（元号）　　年　　月　　日付けで申請のありました標題の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

１　補助金交付額　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金交付の条件

(1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5) 事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならないこと。

(6) 本通知（指令書）受領のうえは、速やかに本通知書全文の写しを添えて請書を提出すること。

(7) 補助事業により地代の引き下げが行われている土地については、当該引き下げの期間を経過するまでに市長の承認を受けないで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(8) 定期借地権契約が借地権の存続期間の満了かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨を契約書に定めなければならず、また、一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合及び補助事業者の事由による解約の場合には、本市へ報告するとともに、返還額の全部、又は一部を本市に返還しなければならないこと。

(9) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書〔様式第４号〕」により市長に報告しなければならない。補助金に係る控除税額があることが確定した場合には、本市に納付しなければならない。なお、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部で申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告をすること。

(10)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

(11)補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(12)定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合には土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨を契約書に定めなければならず、また、一時金のうちの未充当期間相当額の返還があった場合及び補助事業者の事由による解約の場合には、本市へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を本市に返還しなければならないこと。

(13)補助事業者が前各号の条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金を本市に返還させることがある。

(14)補助事業者は、次のアからオまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、速やかに本市に報告し、その指示を受けなければならない。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

　　ウ　大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

　　エ　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

　　オ　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

(15) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及び大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

**〔様式第３号〕**

　　第　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪市長

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金不交付決定通知書

（元号）　　年　　月　　日付けで申請のありました、標題の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第６条第２項により通知します。

記

１　交付しない理由

**〔様式第４号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法人名

代表者名

（元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　（元号）　　年　　月　　日付け　　　　第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業等について、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第６条第４項第２号の規定により、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付額

金　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(1) ２の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）

(2) ２の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等

(3) その他市長が必要とするもの

**〔様式第５号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法 　人　 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付申請取下書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて通知のありました大阪市定期借地権利用による整備促進補助金の交付決定については、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　（元号）　　年　　月　　日

２　取下げの理由

**〔様式第６号〕**

**請　　　　　書**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人 名

法人代表者名

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定を受けた（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金については、交付決定通知書の各条項を遵守のうえ実施することを交付決定通知書全文の写しを添えてお請けします。

**〔様式第７号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法 人 名

法人代表者名

（元号）　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金補助事業変更承認申請書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

１　変更する内容及びその理由

**〔様式第８号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金

補助事業中止・廃止承認申請書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

記

１　中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

**〔様式第９号〕**

　　第　　　　号

元号　　年　　月　　日

様

大阪市長

 （元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金

 事情変更による交付決定取消・変更通知書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて交付決定しました標題の補助金については、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

**〔様式第10号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金実績報告書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおりその実績を報告します。

記

１　補助金の予定額　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　施設の名称及び所在地

３　施設（事業）の種類

４　添付書類

(1) 定期借地権設定付賃貸借契約書の写し

(2) 定期借地権設定にかかる一時金決算書又は、決算見込書

(3) 請求書又は領収書若しくは振込金受取書の写し

**〔様式第11号〕**

　　第　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪市長

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金額確定通知書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて交付決定しました標題の補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

１　確定金額　　　金　　　　　　　　　　円

**〔様式第12号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金精算書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

記

１　補助金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　精 算 額　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　差 引 額　　　　　金　　　　　　　　　　円

**〔様式第13号〕**

（元号）　　年　　月　　日

大阪市長

所在地

法　 人 名

法人代表者名

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金支払報告書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第17条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告をします。

**〔様式第14号〕**

　　第　　　　号

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪市長

（元号）　　年度大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付決定取消書

（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号にて交付決定しました補助金については、大阪市定期借地権利用による整備促進補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

１　取消しの内容

２　取消しの理由